

福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）

（福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業）

交付規程

（目的）

第1条 この規程は、福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）交付要綱（20170120財資第12号。以下「交付要綱」という。）第26条第1項に基づき、福島県知事（以下「知事」という。）が行う、福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業）による補助金（以下「補助金」という。）の交付の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 知事が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）並びに福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）に定めるところによるほか、この規程による。

（交付の対象）

第3条 知事は、県内に主たる事務所を置く法人格を有する団体等であつて、産業廃棄物の適正処理等の推進を行うもの（以下「補助事業者」という。）が、県内で発生する太陽光発電の使用済太陽光パネルのリサイクル処理を推進するために、使用済太陽光パネルを排出する者にリサイクル処理費用の一部を補助する事業（以下「補助事業」という。）を行う場合に、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、補助金の区分、補助対象経費の内容及び補助率は別表1に掲げるとおりとする。

（交付の申請）

第4条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付申請は、交付申請書（第1号様式）によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第1号に規定する収支予算書は、添付を要しないものとする。

3 補助事業者は、第1項の規定に基づき申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

4 第1項に規定する申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

（補助金の交付の決定）

第5条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに補助金の交付の決定を行い、指令書（第2号様式）を補助事業者へ通知するものとする。この場合において、知事は、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めたときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

2 前条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 知事は、前条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 知事は、第1項の通知に際して、必要な条件を付することができるものとする。

5 知事は、補助金の交付が適当でないと認めたときは、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

（申請の取下げ）

第6条 補助事業者は、前条第1項の規定による交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、交付の申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日以内に交付申請取下げ届出書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（変更の承認）

第7条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、より能率的な補助目的に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

ウ 補助対象経費の20%以内の減額で補助金の額に変更が生じないもの

（2）補助対象経費の区分ごとに配分された額の15%以内の流用増減。

（3）補助事業の全部若しくは一部を中止、又は廃止しようとするとき。

2 知事は、前項に基づく変更（中止・廃止）承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更（中止・廃止）の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

3 知事は前項の承認をする場合は、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（事故報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（第5号様式）を知事に提出し、指示を受けなければならない。

ならない。

(契約等)

- 第9条 補助事業者は、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分を第三者に請負わせ、又は委託してはならない。
- 2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、貸借、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争入札に付し、又は随意契約によることができる。
- 3 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託（請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、委託等に関する契約の締結後速やかに、交付申請書（第1号様式）別紙3に準じた届出書を作成し、知事に提出しなければならない。
- 4 補助事業者は、第2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 5 補助事業者は、第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 6 知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 7 第2項から前項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、若しくは委託し、又は共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(状況報告)

- 第10条 補助事業者は、補助事業の実施状況について知事から報告を求められた場合は、実施状況報告書（第6号様式）により速やかに知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、知事が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応じなければならない。

(実績報告)

- 第11条 規則第13条に規定する実績報告は、実績報告書（第7号様式）によるものとし、補助事業者は、事業完了の日（補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属する会計年度の2月末日のいずれか早い日まで知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業が2月末日までに終了しない見込みのときは、2月末日までに、補助事業年度末実績報告書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

- 3 補助事業者は、第1項又は前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかな場合には、当該消費税額及び地方消費税額に係る仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(補助事業の承継)

第12条 補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を承継して実施しようとするときは、承継承認申請書（第9号様式）をあらかじめ知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第13条 知事は、第11条第1項の規定による報告を受けた場合は、規則第14条の規定に基づき、当該報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 補助事業者は、知事が補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、知事の指示に従って、その超える部分の補助金を返還しなければならない。
 - 3 知事は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者に通知するものとする。
 - (1) 返還すべき補助金の額
 - (2) 延滞金に関する事項
 - (3) 納期日
 - 4 知事は、補助事業者が第2項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、返還報告書（第10号様式）を提出させるものとする。
 - 5 知事は、補助事業者が、返還すべき補助金を第3項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(消費税及び仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第14条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（第11号様式）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、第7条第1項第3号の規定による申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、第5条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 補助事業者が法令、本規程又は本規程に基づく知事の処分又は指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項の規定は、第13条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 知事は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

4 知事は、第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部若しくは一部の返還を請求するものとする。

5 知事は、前項の返還を請求したときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて補助事業者から徴収するものとする。

6 第4項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第3項から同条第5項の規定を準用する。この場合において、第13条第4項中「第10号様式」とあるのは、「第12号様式」と読み替えるものとする。

(加算金の計算)

第16条 知事は、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。

2 知事は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第17条 知事は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(補助金の交付及び概算払い)

第18条 補助金は、規則第14条に規定する補助金の額の確定後に交付する。ただし、必要と認められる場合には、補助金の全部又は一部について概算払いをすることができるものとする。

2 前項の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、支払請求書（第13号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助事業の経理）

第19条 補助事業者は、この規程に基づき作成した書類及び補助事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、関係する書類等を整理しておくとともに、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

2 補助事業者は、補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければならない。

（1）補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

（2）前号の者ごとにおいて実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等

（暴力団排除に関する誓約）

第20条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（情報管理及び秘密保持）

第21条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、別途県からの指示がない場合は、情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（その他）

第22条 この規程に定めるもののほか、補助金の執行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年5月13日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

補助金の区分等

事業名	区分	補助対象経費の内容	補助率
福島県太陽光 パネルリサイ クル推進補助 金交付事業	事業費	補助事業者が使用済太陽光パネルを排出する者に対して、リサイクル処理費用の一部を補助する事業に要する経費。 ただし、補助事業者による補助の金額は使用済太陽光パネルの重量（k g）に 1 0 0 円を乗じて得た額とし、補助上限額は 1 件につき 5 0 万円とする（太陽光パネルのリサイクル処理を目的に、県が別途認定する産業廃棄物中間処理業者へ使用済太陽光パネルの処理委託を行う場合に限る）。	1 0 分の 1 0 以内
	事務費	事業を行うために要する事務経費であり、次に掲げるもの。 ・旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、事務人件費	1 0 分の 1 0 以内

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- （１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

福島県知事

補助事業者 所在地
名 称
代表者氏名

福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）
（福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業）

補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業を実施したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第 4 条第 1 項及び福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業）交付規程第 4 条第 1 項の規定により、補助金 円を交付して下さるよう申請します。

記

- 1 事業の目的及び内容
別紙 1 「事業計画書」のとおり
- 2 事業の経費の配分
別紙 2 「補助事業に要する経費内訳書」のとおり
- 3 事業着手及び完了予定年月日
着手予定 令和 年 月 日
完了予定 令和 年 月 日
- 4 本件責任者及び担当者
責任者氏名
担当者氏名
連絡先

事業計画書

事業名	福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業
事業実施予定年月日	令和 年 月 日～令和 年 月 日
事業の目的及び内容	
事業実施計画	※補助事業者の概要、実施体制、実施内容等

<連絡先>

名 称	
担当者職・氏名	
連絡先	TEL : FAX : メール :

補 助 事 業 に 要 す る 経 費 内 訳 書

1 総括表「福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業」(単位：円)

収入の部

区 分	予 算 額	調達先 (金額の内訳)
自己資金		
借入金		
その他の収入		
補助金申請額		
計		

支出の部

項目	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金申請額
(1)事業費			
(2)事務費			
合 計			

2 経費の算出根拠

(1) 事業費

区 分	補助予定件数	金額 (円)	備 考
福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金			
合 計			

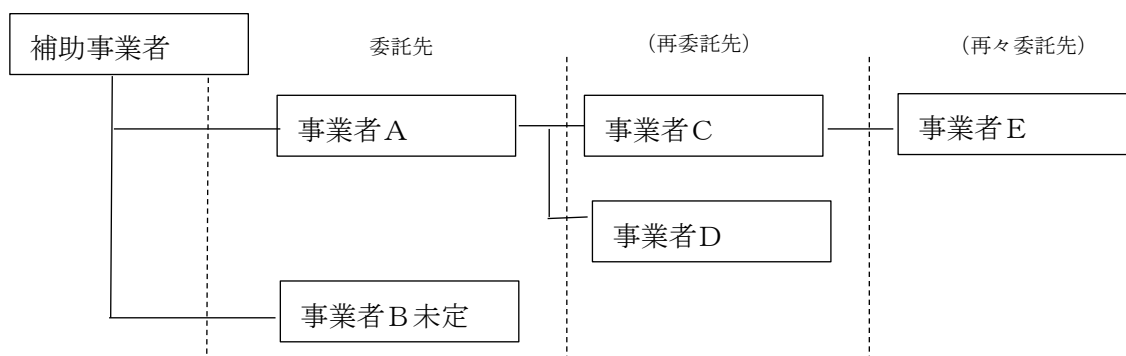
(2) 事務費

種 別	金額 (円)	算出根拠 (単価×数量等)	備 考
旅費			
需要費			
役務費			
使用料及び賃借料			
事務人件費			
合 計			

实施体制図

実施体制（補助事業者及び税込み100万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。）

事業者名	関係	住所	金額（税込）	業務範囲	清算行為の有無
〇〇	補助事業者	福島県・・・	【交付申請額】 円 【うち事業費】 円 ※算用数字を使用し、円単位で表記。	※できる限り 詳細に記入のこと	有
事業者A	委託先	福島県・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記。	※できる限り 詳細に記入のこと	有
事業者B 未定	外注先	〃	〃	〃	有
事業者C	再委託先	〃	〃	〃	有
事業者D 未定	再委託先	〃	〃	〃	有
事業者E	再々委託先	〃	〃	〃	有



■委託・外注費率

(「委託・外注費の契約金額の総額」÷「事業費」×100により算出した率。)

%

- ・ 委託・外注費の契約金額の総額： 円
- ・ 事業費： 円

※委託・外注費の契約金額の総額及び事業費は、税込み100万円未満の取引も算入した数字。

【実施体制図に記載すべき事項】

- ・ 補助事業の一部を第三者に委託する場合については、契約先の事業者（税込み100万円以上の取引に限る）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額及び業務の範囲
- ・ 第三者の委託先からさらに委託している場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る）も上記同様に記載のこと。
- ・ 本事業における委託・外注費率

（注1）交付申請額、委託・外注費の契約金額及び事業費は、補助事業予算総括表における金額に合わせること。（税込み100万円未満の取引も算入する。）

（注2）本実施体制図に記載された情報は原則経済産業省ホームページで公表する。ただし、特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼす具体的なおそれがある場合は、公表時には事業者名（住所、契約金額及び業務の範囲など。）の記載を省略することができる。

第2号様式（第5条関係）

福島県指令 第 号

住 所
氏 名 宛て

令和 年 月 日付けで交付申請のあった福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業）の補助については、福島県補助金の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）第4条第1項及び福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業）交付規程（以下「交付規程」という。）の規定により、金 円を交付します。
ただし、交付に当たっては、交付規程第5条第4項の規定に基づき下記の条件を付します。

年 月 日

福島県知事 ○○ ○○

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付けで申請のありました令和 年度福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業）補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。
3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。
4. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）交付要綱（20170120財資第12号）、規則、交付規程の定めるところに従うこと。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

（1）適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1

項の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付

(2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則

(3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

(4) 福島県の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。

(5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

5. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとします。

責任者：福島県商工労働部

次世代産業課長

担当者：

電話：024-521-8286（内線2897）

年 月 日

福島県知事

補助事業者 所在地
名 称
代表者氏名

福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）
（福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業）

交付申請取下げ届出書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定があった上記補助金について、福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業）交付規程第6条の規定に基づき、交付申請を取下げます。

記

- 1 補助事業の名称
 - 2 交付の申請の取下げ理由
 - 3 取り下げられた交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額
- （1）補助対象経費
- （2）補助金の額

年 月 日

福島県知事

補助事業者 所在地
名 称
代表者氏名

福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）
（福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業）
変更（中止・廃止）承認申請書

下記により、令和 年度福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業を変更（中止・廃止）したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項及び福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業）交付規程第7条の規定により、承認して下さるよう申請します。

記

- 1 補助金の交付決定年月日及び番号
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 変更（中止・廃止）の内容
別紙のとおり
- 4 本件責任者及び担当者
責任者氏名
担当者氏名
連絡先

（注）「変更の内容」の別紙は、事業計画書及び補助事業に要する経費内訳書に記載すること。記載に当たっては、容易に比較できるよう2段書きとし、変更前を上段（ ）書きとすること。

年 月 日

福島県知事

補助事業者 所在地
名称
代表者氏名

福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）

（福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業）

事故報告書

令和 年度における福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業）交付規程第8条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1 事故の原因及び内容

2 事故に係る金額 円

3 事故に対して採った措置

4 事故が補助事業に及ぼす影響

5 補助事業の遂行及び完了予定日

6 本件責任者及び担当者

責任者氏名

担当者氏名

連絡先

第6号様式（第10条関係）

年 月 日

福島県知事

補助事業者 所在地
名 称
代表者氏名

福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）
（福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業）

実施状況報告書

令和 年度において、福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業を実施したので、福島県補助金等の交付等に関する規則第11条第1項及び福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業）交付規程第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業実施状況

(1) 事業費

区 分	補助件数	支出済金額(円)	備 考
福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金			
合 計			

(2) 事務費

種 別	支出済金額(円)	算出根拠（単価×数量等）	備 考
旅費			
需要費			
役務費			
使用料及び賃借料			
事務人件費			
合 計			

2 本件責任者及び担当者

責任者氏名

担当者氏名

連 絡 先

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

福島県知事

補助事業者 所在地
名称
代表者氏名

福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）
（福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業）

実績報告書

令和 年度において、福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業を実施したので、福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業）交付規程第11条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

1 補助金の交付決定年月日及び番号

2 事業着手及び完了年月日

着手 令和 年 月 日

完了 令和 年 月 日

3 収支精算

（1）総括表「福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業」（単位：円）

収入の部

区 分	予 算 額	調達先（金額の内訳）
自己資金		
借入金		
その他の収入		
補助金申請額		
計		

支出の部

項目	補助事業に要した経費	補助対象経費	補助金申請額
①事業費			
②事務費			
合 計			

(2) 経費の算出根拠

① 事業費

区 分	補助件数	金額 (円)	備 考
福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金			事業費内訳 別紙のとおり
合 計			

② 事務費

種 別	金額 (円)	算出根拠 (単価×数量等)	備 考
旅費			
需要費			
役務費			
使用料及び賃借料			
事務人件費			
合 計			

4 本件責任者及び担当者

責任者氏名

担当者氏名

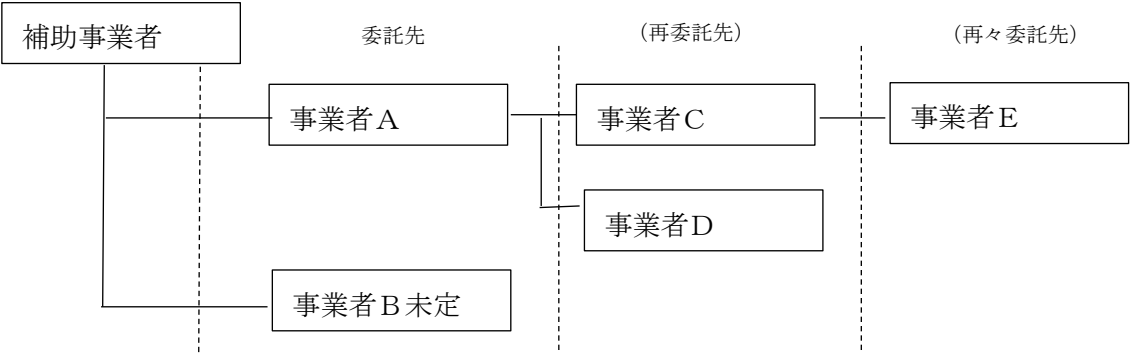
連 絡 先

(注)「事業費内訳」の別紙は、補助件数1件毎の申請内容及び交付決定額等を整理した一覧表(様式任意)とする。

実施体制図

実施体制（補助事業者及び税込み100万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。）

事業者名	関係	住所	金額（税込）	業務範囲	清算行為の有無
〇〇	補助事業者	福島県・・・	【補助金充当額】 円 【うち事業費】 円 ※算用数字を使用し、円単位で表記。	※できる限り詳細に記入のこと	有
事業者A	委託先	福島県・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記。	※できる限り詳細に記入のこと	有
事業者B 未定	外注先	〃	〃	〃	有
事業者C	再委託先	〃	〃	〃	有
事業者D 未定	再委託先	〃	〃	〃	有
事業者E	再々委託先	〃	〃	〃	有



■委託・外注費率

（「委託・外注費の実績額の総額」÷「事業費の実績額」×100により算出した率。）

	%
--	---

- ・ 委託・外注費の実績額の総額：円
- ・ 事業費の実績額：円

※委託・外注費の実績額の総額及び事業費の実績額は、税込み100万円未満の取引も算入した数字。

【実施体制図に記載すべき事項】

- ・ 補助事業の一部を第三者に委託した場合については、契約先の事業者（税込み100万円以上の取引に限る）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、実績額及び業務の範囲
- ・ 第三者の委託先からさらに委託している場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る）も上記同様に記載のこと。
- ・ 本事業における委託・外注費率

（注1）補助金充当額、委託・外注費の実績額及び事業費の実績額は、資金調達内訳及び経費の配分表における金額に合わせること。（税込み100万円未満の取引も算入する。）

（注2）本実施体制図に記載された情報は原則経済産業省ホームページで公表する。ただし、特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼす具体的なおそれがある場合は、公表時には事業者名（住所、契約金額及び業務の範囲など。）の記載を省略することができる。

第8号様式（第11条関係）

年 月 日

福島県知事

補助事業者 所在地
名称
代表者氏名

福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）
（福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業）

補助事業年度末実績報告書

福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業）交付規程第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 実施した補助事業

- （1）補助事業の内容
（2）実施した事項

2 補助事業の収支決算

（1）収 入 (単位：円)

項 目	金 額
自 己 資 金	
補助金充当額	
合 計	

（2）支 出
ア 総括表

(単位：円)

区 分	補 助 事 業 に 要 した 経 費		補 助 対 象 経 費				補助金充当額		
	計画額	実績額	計画額	流用額	流用後額	実績額	交 付 決定額	流用後 交 付 決定額	実績額
合 計									

イ 経費の内訳 （各経費の配分ごとの実績の内訳を記載）

（注）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

第9号様式（第12条関係）

年 月 日

福島県知事

補助事業者 所在地
名称
代表者氏名

福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）
（福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業）

承継承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業）交付規程第12条の規定に基づき、補助金に係る補助事業の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施したいので、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付を決定した補助事業者名（旧補助事業者名）
- 2 補助事業の名称
- 3 補助事業の内容
- 4 補助事業の地位の承継理由
- 5 補助金交付決定通知の日付及び番号
- 6 交付決定通知書に掲げられた補助金の額
- 7 既に交付を受けている補助金の額

年 月 日

福島県知事

補助事業者 所在地
名称
代表者氏名

福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）

（福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業）

返還報告書（確定に係るもの）

令和 年 月 日 付け 第 号をもって交付決定のあった
令和 年度福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業に係る額の確定を受けたことに
伴い、既に交付を受けている補助金のうち、当該確定額を超える部分について返還したので、福島
県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（福島県太陽光パ
ネルリサイクル推進補助金交付事業）交付規程第 13 条第 4 項に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金確定通知額及び年月日 円（ 年 月 日）
- 2 既に交付を受けている補助金の額 円
- 3 返還を請求された金額及び年月日 円（ 年 月 日）
- 4 返還すべき金額 円
- 5 返還した金額及び年月日
 - （1）返還金 円（ 年 月 日）
 - （2）延滞金 円（ 年 月 日）
- 6 延滞金の算出根拠
- 7 未返還金額
 - （1）返還金 円
 - （2）延滞金 円

第 1 1 号様式（第 1 4 条関係）

年 月 日

福島県知事

補助事業者 所在地
名 称
代表者氏名

福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）

（福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業）

消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

このことについて、福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業）交付規程第 1 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 消費税及び地方消費税の額（単位：円）

区 分	金 額
補助金の額の確定額	
補助金の額の確定時に減額した仕入に係る消費税及び地方消費税相当額（A）	
消費税の申告により確定した仕入に係る消費税及び地方消費税相当額（B）	
補助金返還相当額（B）－（A）	

2 本件責任者及び担当者

責任者氏名

担当者氏名

連 絡 先

年 月 日

福島県知事

補助事業者 所 在 地
名 称
代表者氏名

福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）
（福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業）

返還報告書（取消しに係るもの）

令和 年 月 日 付け 第 号をもって交付決定のあった 令和 年度福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業に係る交付決定の取消しを受けたことに伴い、既に交付を受けている補助金のうち、当該確定額を超える部分について返還したので、福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業）交付規程第 1 5 条第 6 項に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金確定通知額及び年月日 円（ 年 月 日）
- 2 既に交付を受けている補助金の額 円
- 3 返還を請求された金額及び年月日 円（ 年 月 日）
- 4 返還すべき金額 円
- 5 返還した金額及び年月日
 - （1）返還金 円（ 年 月 日）
 - （2）加算金 円（ 年 月 日）
 - （3）延滞金 円（ 年 月 日）
- 6 延滞金の算出根拠
- 7 未返還金額
 - （1）返還金 円
 - （2）加算金 円
 - （3）延滞金 円

第 13 号様式（第 18 条関係）

年 月 日

福島県知事

補助事業者 所在地
名称
代表者氏名

福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）
（福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業）

支払請求書

令和 年度において、福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業の精算払い（第
回概算払い）を受けたいので、福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネ
ルギーに係るもの）（福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業）交付規程第 18 条第 1 項
及び第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金の交付決定年月日及び番号

2 支払請求額

区分		事業費	事務費	計
交付決定額（A）		円	円	円
既受領額（B）		円	円	円
今回 請求額	金額（C）	円	円	円
	月 日 までの 予定出来高	%	%	%
残額（A－B－C）		円	円	円

3 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

振込先金融機関名：
支店名：
預金の種別：
口座番号：
預金の名義：

4 本件責任者および担当者

責任者氏名
担当者氏名
連絡先

（注）概算払請求をする場合は、概算払を必要とする理由書及び請求内訳書（様式任意）を添付
すること。